

不正競争防止法の一部を改正する法律及び特許法等の一部を改正する法律の施行に係るお知らせ

今般、行政書士の知的財産業務に関連する法改正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

不正競争防止法の一部が改正されたことに伴い、「営業秘密管理指針」（経済産業政策局 知的財産政策室）も改訂されておりますのでご注意ください（日本行政3月号に掲載済み）。

また、特許法の一部が改正されたことにより、特許権のライセンス契約に伴う通常実施権の登録制度が廃止され、「通常実施権の当然対抗制度」が導入されました。これにより、日行連が平成23年3月に発行した「知的資産契約マニュアル」の中で「特許権に係る通常実施権の設定登録」に関する記述（P-3、P-95）が、改正法施行後は不要となりますので、当該契約書作成の際は特にご留意下さい。

■「不正競争防止法の一部を改正する法律」（平成23年法律第62号）

公布日：平成23年6月8日 施行期日：平成23年12月1日

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/koufu2.htm>

本法は、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るための措置を講ずるとともに、技術的制限手段を回避する装置等に係る規制を強化するために（いわゆるマジコン等の規制）、所要の措置を講じるものです。

【法律の概要】

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/1120210gaiyo.pdf>

【要綱】

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/02_yokou.pdf

【法律案・理由】

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/03_joubun-riyu.pdf

【新旧対照文】

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/04_shinkyu.pdf

【参照条文】

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/05_sanshoujoubun.pdf

営業秘密管理指針（改訂版）の公表について

<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111201003/20111201003.html>

- ・営業秘密管理指針（改訂版）の公表について

<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111201003/20111201003-1.pdf>

- ・営業秘密管理指針（本体）の改訂について

<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111201003/20111201003-2.pdf>

- ・営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における被害企業の対応の在り方について

<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111201003/20111201003-3.pdf>

■「特許法等の一部を改正する法律」 （平成23年法律第63号）

公布日：平成23年6月8日 施行期日：平成24年4月1日

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_230608.htm

【法律の概要】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tokkyohoutou_kaiei_230608/01_gaiyou.pdf

【法律要綱】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tokkyohoutou_kaiei_230608/02_youkou.pdf

【法律・理由】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tokkyohoutou_kaiei_230608/03_riyuu.pdf

【新旧対照表】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tokkyohoutou_kaiei_230608/04_shinkyuu.pdf

【参照条文】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/tokkyohoutou_kaiei_230608/05_sanshou.pdf

通常実施権の当然対抗制度の導入に伴う手続等に関する注意点について

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/touroku/tujou_touzen_chui.htm

ライセンスの提供を受けて行う事業活動の安定性を確保するため、通常実施権の許諾を受けた者が、特許庁へ通常実施権の登録をしなくても、特許権を譲り受けた者からの差止請求等に対抗できるよう、通常実施権の当然対抗制度が導入されました。